

平成 27 年 2 月 10 日

～東京都子供・子育て会議～

## 東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）に関する意見

委員 入谷幸二

**「第 1 章 計画の目指すもの」の中に「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という文言を明記していただきたい。**

平成 26 年 2 月 18 日に開催された東京都子供・子育て会議 第 2 回計画策定・推進部会に提出した意見書と重複いたしますが、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では「第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項」において、以下のように記しています。

「子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、**「子どもの最善の利益」**が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要がある」

「子どもの最善の利益」については、1989 年に国際連合が採択し、1994 年に日本政府が批准した児童の権利に関する条約（通称「子どもの権利条約」）の第 3 条第 1 項に定められており、子どもの権利を象徴する言葉として国際社会等でも広く浸透しています。

次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指す、東京都子供・子育て支援事業支援計画の中にこそ、「子どもの最善の利益」が明記されるべきと考えます。